平成２３年（フ）第５０６号
神奈川県横浜市南区井土ケ谷中町30―12
破産者　大西　弘純
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２７号
埼玉県さいたま市桜区大字上大久保904―10―Ａ―611
破産者　長島　昭一
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４７号
神奈川県川崎市高津区末長46―１―105
破産者　長野　利明
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５９号
東京都板橋区熊野町８番１号
破産者　有限会社ハイ・スター
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６０号
千葉県松戸市東平賀491―３
破産者　早川　敬吉
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７２号
東京都東村山市富士見町１丁目２―16　東村山市営住宅１―301
破産者　松本アーディこと　ロドリゲス　アーダリン　ブリオネス
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７６号
東京都町田市常盤町3186―２　アリスＫ―１―103
破産者　坂倉　　操
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７７号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目55番13号植野ビル１Ｆ
破産者　株式会社ＪＡＲＴ
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１４号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目49―35―202
破産者　竹田　壮吉
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１６号
東京都品川区八潮５丁目１―２―801
破産者　山下　　敦
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５０号
埼玉県久喜市野久喜856―１
破産者　大里　幸雄
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１７号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目14番12号
破産者　有限会社スタジオプラスビー
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１８号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜２丁目18―３―101
破産者　芦沢　吉紀
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１９号
神奈川県相模原市中央区上溝4556―４―105
破産者　長浜　正弥
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３９号
東京都江東区牡丹３丁目９―７―403
破産者　矢代　秀雄
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４１号
埼玉県川口市東本郷２丁目22―16
破産者　鈴木　圭太
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３０号
東京都足立区竹の塚６丁目25番30号
破産者　株式会社ＦＫＳサンセイバー
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３２号
千葉県松戸市三矢小台３丁目10―２―202
破産者　小林　將能
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４４号
東京都東村山市恩多町２丁目25番地34
破産者　有限会社サクマ美装
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４５号
東京都東村山市萩山町３丁目16―16―102、開始決定時の住所東京都東村山市萩山町３丁目３―13―303　小川方
破産者　佐久間謙次
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７２号
東京都中野区大和町４丁目13―４　斉藤方
破産者　中薗　満廣
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８３号
東京都墨田区京島１丁目50番14号　シャルマンＭＫビル101号
破産者　有限会社東京印商
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部